

令和7年12月

お客様 各位

庄内みどり農業協同組合

手形・小切手の取扱いについて (全面的な電子化に向けた対応)

平素より当組合ならびにJAバンクをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、政府の「2026年度（令和8年度）末までに手形・小切手の全面的な電子化を推進する方針」を受けまして、JAバンクでは下記の1~3の対応を実施しております。

また、当組合は、令和8年2月末で電子交換所事業から脱退することといたしました。これに伴い、手形・小切手に関する取扱いを変更させていただきます。（下記4・5）

お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

記

■ 主な変更等の内容

1 手形・小切手の取立受付の停止

令和9年4月1日（木）以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止いたします。

2 新規当座貯金口座の開設受付の停止

令和7年4月1日（火）以降、新規の当座貯金口座の開設受付を停止しております。

3 既存の当座貯金口座からの出金方法の拡充

すでに開設済の当座貯金口座につきましては、払戻請求書および通帳による出金が可能となります。通帳の発行をご希望のお客様は、窓口にてお申し付けください。

4 他行を支払地とする手形・小切手の貯金入金扱いの受付終了

令和8年2月24日（火）をもって、他行が支払地となっている手形・小切手の貯金入金扱いの受付を終了いたします。

5 他行を支払地とする手形・小切手の貯金入金扱いについて

令和8年2月25日（水）以降は、個別取立てによる対応といたします。なお、個別取立て手数料を別途徴収いたします。

以上